

危機管理課

火災等の被害に遭われた方へ

火災等の被害に遭われた方は、手続きにより、次のような支援を受けることができます。

駿東伊豆消防組合で手続きをするもの

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
り災証明書 (火災)	駿東伊豆消防組合 ・消防本部予防課 ・沼津北消防署 ・沼津南消防署	920-9101 923-0119 934-0119	火災によって被害を受けた方 (自然災害の場合は市役所の区分になります)	火災により受けた「り災物件」が記入された証明書です。	証明書の交付は無料です。 申請できる方、交付できる消防署、申請に必要なものなどがございますので、詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。

沼津市役所本庁舎で手続きをするもの

●「沼津市役所」の救済、支援制度です。詳しくは担当窓口へお問合せください。

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
り災証明書 (自然災害)	社会福祉課 福祉企画室 (本庁舎別館) 資産税課 家屋係 (本庁舎2階)	934-4824  934-4738	自然災害によって被害を受けた方 (火災の場合は消防署の区分になります)	自然災害により生じた被害(家屋の損壊や床上浸水等)の程度が記入された証明書です。  ※発効に必要な事前調査、災害り災者調査原票の作成は資産税課が行います。	り災証明書の発行ができます。 印鑑・身分証明書を持参してください。  ※事前に調査が必要ですので申請の際は資産税課へお問い合わせください。
沼津市災害見舞金 支給	社会福祉課 福祉企画室 (本庁舎別館)	934-4824	自然災害、火災により半壊・半焼以上、床上浸水、死亡、一か月以上の治療を要する負傷又は疾病等の被害を受けた世帯	被害を受けた世帯へ見舞金をお渡しします。	詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
災害弔慰金支給			政令で定める自然災害により死亡した方の遺族	災害により死亡した方の遺族へ弔慰金をお渡しします。	・沼津市の区域外で死亡した市民の場合は死亡地の官公署が発行する被災証明書の提出が必要です。 ・沼津市民でない遺族へ支給する場合は、遺族であることを証明する書類の提出が必要です。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
災害障害見舞金 支給			政令で定める自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方	災害により負傷又は疾病にかかり治った時、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある市民に災害障害見舞金をお渡しします。	・沼津市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民の場合は、負傷又は疾病にかかった地の官公署が発行する被災証明書の提出が必要です。 ・障害を有することを証明する医師の診断書の提出が必要です。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
災害援護資金貸付			災害救助法による救助の行われる自然災害、その他政令で定める災害により被害を受けた世帯の世帯主	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行います。	・災害援護資金借入申込書の提出が必要です。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
介護サービスの利用者負担減免	介護保険課 給付係 (本庁舎別館)	934-4874	要介護(支援)者または世帯の主な生計維持者で、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により財産に著しい損害を受けた方	介護サービスの利用者負担額について、損害の程度や所得減少の程度と前年の合計所得金額の段階に応じて、本来の1割又は2割負担を、4%から0%に減免します。	り災したことを証明する書類を添付して介護保険課窓口申請してください。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
介護保険料 徴収猶予	介護保険課 保険料係 (本庁舎別館)	934-4836	第1号被保険者または世帯の主な生計維持者で、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により財産に著しい損害を受けた場合などで保険料の全部又は一部を一時的に納付できない方	申請により介護保険料の納付を猶予します。徴収猶予の期間内は、督促手数料や延滞金がかかりません。	り災したことを証明する書類を添付して介護保険課窓口申請してください。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
介護保険料 の免除			第1号被保険者または世帯の主な生計維持者で、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により財産に著しい損害を受けた方	損害の程度や所得減少の程度と保険料段階に応じて、当該年度分の介護保険料を12%から100%の範囲で減免します。	り災したことを証明する書類を添付して介護保険課窓口申請してください。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
国民年金保険料 の免除	市民課 国民年金係 (本庁舎1階 6国民年金相談窓口)	934-4724	震災・風水害・火災等の災害により、住宅・家財その他の財産価格の概ね1/2以上の損害を受けた方	※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
国民健康保険料の 減免及び徴収猶予	国民健康保険課 賦課係 (本庁舎1階)	934-4726	震災、風水害、火災等により、資産に著しい損失を受けるなどした被保険者で、一定条件にあてはまる方 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	国民健康保険料の減免及び徴収猶予 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	り災証明書等が必要です。 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
国民健康保険一部 負担金の減免 及び徴収猶予	国民健康保険課 給付係 (本庁舎1階)	934-4725	震災、風水害、火災等により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けるなどした被保険者で、一定条件にあてはまる方 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	一部負担金の減免及び徴収猶予(期間制限あり) ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	
後期高齢者医療 保険料の減免 及び徴収猶予	国民健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎1階)	934-4728	震災、風水害、火災等により、資産に著しい損失を受けるなどした被保険者で、一定条件にあてはまる方。 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	
後期高齢者医療 一部負担金の減免 及び徴収猶予			震災、風水害、火災等により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けるなどした被保険者で、一定条件にあてはまる方 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	一部負担金の減免及び徴収猶予(期間制限あり) ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	
保育施設保育料の 減免 (認可施設のみ)	子育て支援課 こども教育・保育係 (本庁舎1階)	934-4826	災害による損失が著しい方	※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
保育施設の入所申 込 (認可施設のみ)					
保育施設の一時預 かり利用申込 (認可施設のみ)					
市立幼稚園保育料 の減免 (認可施設のみ)					
市税の徴収猶予	納税管理課 納税推進係 (本庁舎2階)	934-4731 ~4733	納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかった時	左記の事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が一時的に納付できない又は納入することができないと認められるときはその者の申請に基づき一年以内(延長し最長二年)の徴収を猶予することができます。	納税通知書到着から最初の納期限までに申請書の提出が必要です。 (なお、添付書類として該当する事実を証するに足る書類等が必要です。) 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。
個人の市・県民税 の減免	市民税課 市民税係 (本庁舎2階)	934-4735	・災害を受けたことで、前年所得と比較し収入が無くなり、年内に所得が見込めない方 ・災害により、働く環境が無くなり、年内に所得が見込めない方	※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	・収入状況等申告書 ・り災証明書や損害証明書の災害を証明する書類 ・保険金の補填分がある場合は保険金の支払証明書
固定資産税 都市計画税 の減免	資産税課 土地係 家屋係 償却資産係 (本庁舎2階)	934-4737 934-4738 934-4739	災害により、被害を受け、その損失が著しかった固定資産 ・土地 被害面積が10分の2以上のもの ・家屋 価格の10分の2以上の価値を減じたもの ・償却資産 価格の10分の2以上の損失を受けたもの。	固定資産税・都市計画税を損失の程度により軽減又は免除する制度です。 ※詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	固定資産税減免申請書にり災証明書を添付して申請してください。
市営住宅への 一時入居	住宅営繕課 市営住宅係 (本庁舎6階)	934-4792	火災等により喪失した住居に住んでいた市民	・市営住宅に適當の空き部屋がある場合に当該住戸を斡旋します。 この際、特別な修繕は行いません。 ・試用期間は、り災の日から概ね3ヶ月です。 ・住宅使用料は無料ですが、電気、ガス、水道等の料金、そのほか住戸に設置する設備は、全て利用者の負担となります。	提出書類・り災証明書 ・住民票 ・入居申込書 ・減免申請書 ・誓約書 詳しくは事前に担当窓口へお問い合わせ下さい。

沼津市役所本庁舎以外で手続きするもの

●「沼津市役所」の救済、支援制度です。詳しくは担当窓口までお問合せください。

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
水道料金等の免除	水道サービス課 料金係 (水道部庁舎1階)	934-4853	災害により料金の納付が困難である場合	水道料金・下水道使用料の一部が免除されます。	り災証明書を添付のうえ申請して下さい。 詳細は担当窓口までお問合せ下さい。
一般廃棄物処理手数料の減免	クリーンセンター 管理課	933-0711	火災・自然災害等	火災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料を減免します。	り災証明書を添付のうえ申請して下さい。 詳細は担当課にお問い合わせ下さい。